

(写)

資料2-1

資 循 第 1 3 3 8 号

令 和 6 年 7 月 2 2 日

大阪府環境審議会

会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



リサイクル製品認定制度のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

リサイクルについては、関連法令が整備されるとともに、施策が総合的かつ計画的に推進されてきたことで、全般的に大きく進展してきました。

しかしながら、循環資源の種類によっては、持続的な利用を可能とする、質の高いリサイクルが低い割合にとどまっているといった課題があります。

国においては、次期循環型社会形成推進基本計画において、サーキュラーエコノミーへの将来的な移行を踏まえ、製品の製造から廃棄物処理・リサイクルまでを含む静動脈産業連携の一層の促進を進めようとしています。

また、国の試算によると、国内の温室効果ガス排出量のうち、資源循環が貢献できる余地のある量は約36%とされており、カーボンニュートラルの観点からも、リサイクル分野における一層の取組の推進が求められています。

海洋プラスチックごみ問題への対応については、大阪府・大阪市が共同で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定し、幅広い関係者とのパートナーシップのもと、海洋プラスチックごみの削減のための様々な施策に取り組んでいます。

大阪府においては、平成16年度に循環型社会形成推進条例に基づき、リサイクル製品認定制度（以下「認定制度」という。）を創設し、資源の循環的な利用の促進や循環型社会の形成に寄与する事業者の育成に努めてきました。

上述の状況を踏まえ、循環資源の持続的な利用やカーボンニュートラルの実現など、社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進される制度となるよう、今後の認定制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。

